

第 66 回京都大学 11 月祭第 4 回全学実行委員会

2024 年 8 月 17 日 (土)

【注意事項】

- 注意 1 本会議のレジュメは、参加者に配布しております。
- 注意 2 本会議のミーティングの URL やパスワード、レジュメや議事録のパスワード(ある場合)を他者に共有する行為は行わないでください。
- 注意 3 発言を希望する際には挙手をしてください。議長が発言者を指名するので、指名されてから発言してください。
- 注意 4 発言時には、団体名あるいは団体名と、氏名を述べるようにしてください。議事録作成中は、発言者を団体名あるいは企画名、氏名で記録しますが、閉会後に議事録が共有される際には、委員長および全学実行委員会内の組織、全学学生自治会同学会内の組織等を除いては、アルファベットなどで置換します。
- 注意 5 本会議の円滑な進行を妨害する行為が確認された場合、当該行為を行った者に対して、委員長が退場を命じることがあります。
- 注意 6 本会議において、会議参加者に無断で録画・録音する行為は禁止されています。
- 注意 7 議決・承認は、対面参加者は拍手で行います。
- 注意 8 議決・承認後に離席者からの意見があれば、受け付けるものとしますが、その扱いについては個別に判断します。

(Zoom 参加者)

- 注意 9 表示名は、「団体名_氏名」あるいは「企画名_氏名」としてください。個人の場合は氏名のみで構いません。
- 注意 10 発言時以外は、マイクをミュートに設定してください。
- 注意 11 議決・承認は、Zoom の「手を挙げる」機能を使用して行います。
- 注意 12 議決・承認において、離席者が存在するために会議参加者の一部または全部からの応答が得られない場合には、応答がない者を除いて議決・承認を行います。ただし、議決・承認後に当該離席者からの意見があれば、受け付けるものとしますが、その扱いについては個別に判断します。
- 注意 13 本会議は、本日 21:00 には閉会します。

【議事録】

開会時刻 10:00

閉会時刻 10:35

委員長：開会する。議長の芳賀である。(注意事項読み上げ)。レジュメを参照。1 番の議事案についてご異議等あるか。ないため、2 番に移る。

事務局：別紙 1 を参照。別紙 1 読み上げ。別紙 2 を参照。別紙 2 読み上げ。

委員長：なにかあるか。ないため、以上のお詫びおよび今年度の統一テーマについて承認にうつる。全員の賛成が得られた。3 番に移る。

事務局：別紙 3 を参照。別紙 3 を確認してほしい。

委員長：別紙 3 の確認時間を設ける。

委員長：では、なにかあるか。

A： 第二条の適用期間について、適用時間は何時から何時までか。

事務局：11 月祭の開催日程及び片づけ日における 0 時から 24 時までである。

A： 第六条には退去は入ってこないのか、第七条ではアルコールのパスポートの着用ができない 20 歳未満の対応などの穴のようなものは、その他にはいるのか？その二点について聞きたい。

事務局：退去に関しては、飲酒者自体がいること自体には問題ないが、泥酔者や未成年に関しては、そのほかに該当するつもりであったが、記入すべきという意見があるなら記入についても検討したい。

A： 吉田南グラウンド以外の場所に、アルコールを飲んだ人がいても問題がないことは理解した。20 歳未満の飲酒は法律で対処すべきなので、記入してないと思うが、その他で対応してもよいと思うが、書いた方がよい気がする。その他が抽象的であるため、記入できるならした方がいい。

事務局：そのような方向にしたいと思う。

A： 企画に関連するものの定義を教えてください。

事務局：企画に関連する人には、PENGUIN に登録された人や企画に関連する行為を行っている人と判断される人が含まれる。

A： 関連する行為とはなにか？

事務局：商品の販売や企画の広報などである。

教育祭：適用範囲について、教育学部祭を外していただきありがたい。飲酒量の問題があるが、なにか現時点での考えはあるか？

事務局：アルコール度数など制限については検討中である。来場者に関しては、アルコールパスで制限をしたい。企画出展者に関しては、アルコール度数で制限をしたいと思う。

A： 文学部実に入るのか？

事務局：適用範囲に関しては、現状把握しているものは除いている。確認ができ次第、そのほかの適用範囲についても記入する予定である。

A： アルコールパスの違反は確認が難しいと思うが、そのような違反についての確認はどうするのか？

事務局：具体的な確認手順に関しては検討中である。

A： 実行性がないと意味がない。ちゃんと事務局で、期間中に違反行為を行った場合に発覚することを周知することで規則を守ってほしいというアピールをするべきだと考えた。できるだけ早めに広報していただけるとありがたい。

A： その他対応は、幅広くなってしまう。当日の違反行為に対して、全学実行委員会で異議申し立てをできないような文章であるが、事務局が暴走した場合にどのように対応するのか？

事務局：事務局の判断は本祭後の全学実行委員会や次年度で判断されると考える。

A： 当事者の異議申し立てはその場限りであり、その判断については本祭後の全学実行委員会で説明を行い、その判断を仰ぐという形か？

事務局：昨年度の報告と同様の形で、判断に関しては述べたいと考える。

A： その他事項に、次年度の出展停止などがあるが、団体の適用はどうするのか？

事務局：団体への適用に関しては、原理研究会のような追放を考えている。

A： 手続きは理解したが、団体をどうとらえるのか？具体的に、母体は同じだが、メンバーは変わる。どこまで同一性を保持して、出展権を停止するのか？

事務局：きわめて悪質な場合は母体単位で次年度の出展権停止を考えている。

A： 母体かどうかの判断はどう行うのか？

事務局：基本的には、企画出展登録で入力されたことを考慮するが、判断できない場合もあると考える。

A： 例年難しいが、客観的に見て、全学実にて事務局の判断に正当性があるようにしてほしい。

委員長：ほかになにかあるか？

A： 承認するのか？

委員長：承認はとらず、次回以降である。なにかあるか？資料にパスワードを求めるものはいるか？

事務局：8/19の12時まで別紙2にパスワードをかけたい。統一テーマの発表のためである。

委員長：別紙2にパスワードをかける。議事録の承認に移る。ほかになにかあるか？ないようなので全学実行委員会を終了とする。